

4-2 施策・事業の展開

目標1：安全で安心な住まいと住環境の整備

(1) 地震に対する住宅の耐震性の向上

◆建物の耐震化の促進

平成28年3月に新たな「荒川区耐震改修促進計画」を策定し、平成32年度における建築物の耐震化率の目標を設定しました。

平成29年度では住宅の85%が耐震性を満たしており、区立施設については、すべての施設が耐震性を確保しています。今後も引き続き、建物の耐震化を促進していきます。

●防災都市づくりの推進

震災の予防、被害の拡大防止の観点から、東京都震災対策事業計画において、地震に強い都市づくりを推進するための対策として位置付けられた取組のうち、延焼遮断帯の整備のほか、緊急輸送道路の機能確保や避難場所等の確保に取り組むとともに、木造住宅密集地域における建築物の不燃化・耐震化など面的な整備を進めます。

●耐震改修の促進

区内の建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高め、震災から区民の生命及び財産を守ることを目的とした計画であり、住宅の耐震化率については、平成29年度の85%から平成32年度までに95%を目指します。

●木造建物耐震化の推進

大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的に、密集した市街地にある木造建物のうち、大規模地震による倒壊等のおそれがある建物について、建物耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性等の向上を推進します。

●非木造建物耐震化の推進

大規模地震による倒壊等のおそれがある非木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性の向上を推進します。

●ブロック塀等撤去助成事業の推進

震度5強程度の地震により倒壊のおそれがあり、道路等に面する危険なブロック塀等の改修工事に係る費用の一部を助成することにより、通行人等の地震時の安全性を向上し、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進します。

●特定緊急輸送道路沿道建物耐震化の推進

地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事等に係る費用を補助することにより、当該沿道建物の耐震化を推進し、もって災害に強い街づくりを実現します。

(2) 火災に対する住宅の耐火性の向上

◆木造住宅密集地域における不燃化の促進

区内の木造住宅密集地域の住環境改善のために、老朽木造建築物の除却や不燃化への更新を促進することで、防火性の高い都市構造を目指します。

●防災都市づくりの推進

再掲（⇒P46 参照）

●密集市街地整備の促進

木造住宅の密集する「荒川二・四・七丁目地区」及び「町屋・尾久地区」において、主要生活道路や公園・防災スポット等の整備の推進に加え、東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトの不燃化特区(平成32年度事業終了予定)への指定により、地域の不燃化を促進させ、燃えない・燃え広がらない災害に強い街づくりを推進します。

●都市防災不燃化の促進

大規模地震等により発生する市街地火災から避難する住民を守り、防災上重要な避難路・避難地の安全性を確保するため、その周辺地域を不燃化促進区域に指定し、耐火建築物の建築費用の一部を助成することにより不燃化促進を図ります。

●従前居住者用住宅の管理運営

密集住宅市街地整備促進事業及び都市防災不燃化促進事業の施行により、住宅に困窮することとなる者に対し賃貸住宅を提供することで、区民の生活の安定と福祉の増進を図ります。

(3) 道路拡幅・オープンスペースによる防災上有効な基盤整備

◆道路やオープンスペースの整備

区民の誰もが安心して暮らせる災害に強い街づくりを推進するために、円滑な消火活動や避難ができる道路、オープンスペースの整備を推進していきます。

●主要生活道路の拡幅整備

木造住宅が密集し多くの道路が狭隘^{きょうあい}する地域において、避難路確保、消防活動の円滑化のため主要生活道路を幅員6mに整備し、地域の防災性を向上させます。

●都市計画道路の整備（補助193号線・補助321号線・補助331号線）

都市の骨格となる道路ネットワークを形成するとともに、避難経路機能を確保するなど、地域の防災性を向上します。

●細街路の拡幅整備

建築物の新築や建替え等を行う際に、建築主及び土地所有者の協力を得て細街路のみなし道路部分を拡幅整備することにより、幅員4mの道路空間を確保して、防災性の向上及び住環境の改善を図ります。

●防災広場の整備

災害時の消火活動に必要となる小型防火水槽や、防災井戸、トイレ対応マンホール等を設置し、地域防災活動の拠点として、また平常時は防災訓練や地域コミュニティの場として活用する広場を、地域危険度の高い地域等に設置していきます。

●建築に関する紛争等の相談

中高層建築物の建築に伴い生じる日照阻害や電波障害、工事被害等、関係住民と建築主との間の紛争を予防又は調整し、地域における健全な生活環境の維持及び向上を図ります。

●バリアフリー整備の促進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、交通結節点である公共交通機関と周辺的生活関連施設等をつなぐ線的なバリアフリー化、地域一体での連続的・面的なバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者など、誰もが安全・安心・快適に移動できる空間形成を重点的かつ一体的に推進します。

(4) 「空家等対策計画」に基づく老朽空き家の除却の強化

◆老朽空き家の除却の促進

管理不全状態の未然防止、解消を図るため、空家等対策の推進に関する特別措置法を活用した実効性のある改善指導を行うなど、積極的に取り組んでいきます。

●空き家対策事業の推進

危険な老朽空家住宅の除却工事に係る費用の一部を助成し、老朽空家住宅の除却を促進することにより、大地震時の安全性を向上させ、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進します。

(5) 災害時における防災機能の強化

◆大規模災害発生時の永久水利の活用

災害時の円滑な消防活動のために、枯渇することのない水源を確保する永久水利施設を整備していきます。

●永久水利の整備

区内の木造住宅密集地域では、地震等に伴う同時多発的かつ広範の火災の発生に迅速に対応し、延焼防止を図るため、災害時にも有効に機能する隅田川の河川水や地下水を活用した永久水利を整備します。

●永久水利活用のための地域ネットワークの構築

整備した永久水利施設を利用し、初期消火活動につなげるため、複数の防災区民組織が連携し、各組織が持つ可搬消防ポンプなどを活用して、消防団員の指導のもと広域的に消火活動を行う地域ネットワークを構築していきます。

◆地域防災機能の強化

荒川区では、全ての町会に防災区民組織が設置されており、自主的に訓練が行われていますが、過去の自然災害における教訓を踏まえ、「自助」「共助」「公助」の取り組みを総合的に推進することにより、災害時におけるさらなる体制の強化を図ります。

●災害時地域貢献建築物の認定

水害時等における近隣住民等の一時の避難先となる建築物を認定することにより、「自助」「共助」による地域防災力の向上を図ります。

●水害による被害の軽減と区民の安全の確保

台風や大雨時の内水氾濫に対して、水防活動を迅速かつ効果的に行うため、必要となる人的態勢や資器材を整備することで、水害による被害を軽減し、区民の安全を確保します。

●大規模水害時の浸水区域外への広域避難の検討

大規模水害時の広域避難の実施における課題について対策を検討し、各関係機関と連携しながら、浸水想定区域の住民及び社会全体が大規模水害のリスクの理解を深め、命を守るためには早期の広域避難が最善の行動であると認識されるように、意識啓発に取り組んでいきます。

また、平成28年6月に都が設立した「荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び平成30年6月に内閣府及び都が設置した「首都圏における大規模水害広域避難検討会」に参画し、各関係機関が連携しながら、広域避難場所の確保や住民の避難誘導、避難手段等について、検討していきます。

●防災広場の管理

現在区内19カ所に整備されている防災広場を適正に管理し、災害時には地域防災活動の拠点として、平常時においては防災訓練や地域コミュニティの場として活用できるように、適正な維持管理を行います。

●備蓄倉庫の管理

震災時においては、応急対策用資器材や救助用物資の入手が極めて困難になることが予想されるため、平素から緊急時に必要な資器材や物資等を備蓄し、迅速かつ適切な対応を図ります。

●地域への消火器の整備

初期消火の実効性を高めるため、地域に消火器を配備し被害の拡大防止と防災意識の高揚を図ります。

●特定緊急輸送道路沿道建物耐震化の推進

再掲（⇒P47 参照）

●土砂災害警戒区域等への支援

大雨や地震等の自然災害に備えて、区内の土砂災害特別警戒区域内等の擁壁等の所有者等へ専門家を派遣するなどの支援を行うことにより、宅地及び建築物の安全性の向上を図り、災害に強い街づくりを推進します。また、ハザードマップの作成など土砂災害に対する警戒避難体制の整備を行います。

●スーパー堤防の整備促進

高潮対策事業により昭和50年に完成した現在の隅田川防潮堤（通称：カミソリ護岸）を、事業主体である東京都と連携して、より安全性や親水性の高いスーパー堤防（特定地域高規格堤防）に作り変えることで、潤いのある水辺空間を創出します。

●防災訓練の実施と関係機関との連携強化

地震の被害を最小限に止めるために、防災訓練を実施し、区及び防災関係機関並びに区民がとるべき防災活動を実践し、市街地での同時多発災害に対応した防災対策の習熟と防災区民組織や各家庭、学校、事業所等の防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関相互の連携・協力体制を強化します。

●防災区民組織の活動支援

地域の防災力を高め、区の災害対策の充実を図るため、防災区民組織や区民レスキュー隊等の活動を支援します。

●防災情報の提供

今後、屋内でも無線を聞くことのできる防災ラジオ等の導入を検討するなど、災害時情報収集・管理・伝達システムの更新及び新規構築を実施することにより、災害時における的確な避難情報等の提供を図ります。

(6) 警察との連携や区民・町会等の防犯活動支援等による防犯機能の向上

◆地域防犯機能の向上

区は、警察署との密な連携と、区民や町会、地域のボランティアが主体となって行う防犯活動に対する支援の充実を引き続き行うとともに、町会や商店街との協働による防犯カメラの設置をさらに推進します。

●荒川区安全・安心ステーションの活用

発生している犯罪の多くは自転車盗、車上ねらいなどの区民に身近なものであることから、それを防止するためには区が中心となり、区民と協働して防犯活動に積極的に取り組む必要があります。その中で、ステーションは区民が気軽に立ち寄ることのできる防犯の拠点であり、区民に区の防犯に対する考え方や施策を周知することにより地域の安全を図ります。

●防犯カメラを活用した防犯環境の整備

町会や自治会、商店街等の地域団体が整備する防犯カメラに対し、その導入経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、防犯カメラを広く普及させ、地域の防犯力を高めます。また、地域団体が設置することが難しい場所に区が自ら防犯カメラを設置します。

●防犯啓発活動の推進

身近な犯罪から区民を守るため、安全・安心パトロールカー（青パト）による巡回や防犯啓発指導員による防犯講話の実施の他、自ら防犯活動を行う地域住民への防犯活動用品の支給など、様々な防犯啓発活動を推進し地域防犯力の向上を図ります。

●街路灯の維持及び新設

区道の夜間における通行の安全確保と犯罪抑止のため、適正に街路灯を維持管理するとともに新規に設置します。設置する街路灯は原則的に消費電力量や地球環境に配慮し環境配慮型の発光ダイオード（LED）灯を採用します。

●私道・商店街照明灯の助成

町会管理の私道照明灯及び都営住宅敷地内街路灯、商店会街路灯の維持管理費用の一部を区が補助することで、照度を確保し、夜間における通行の安全と犯罪の防止を図ります。

●空き家対策事業の推進

再掲（⇒P50 参照）